

広島港台風及び発達した低気圧災害防止要領

広島港に影響を与える台風及び発達した低気圧の来襲が予想される場合及びその襲来が確実と判断された場合において、広島港長が警戒態勢等を発動した際の広島港台風等対策委員会会則第 8 条の規定に基づく、関係者が取るべき措置等については、本要領のとおりとする。

I 警戒態勢の区分等

【台風】

警戒態勢等の区分、発令の基準及び対応措置については、別表「広島港における台風に対する船舶対応表」によるものとする。

【発達した低気圧】

警戒態勢等の区分、発令の基準及び対応措置については、別表「広島港における急激に発達した低気圧に対する船舶対応表」によるものとする。

II 警戒態勢等の解除

警戒態勢等の解除については、別表「広島港における台風に対する船舶対応表」及び「広島港における急激に発達した低気圧に対する船舶対応表」によるものとする。

III 警戒態勢等の伝達方法

- 1 原則として、広島海上保安部交通課（広島港台風等対策委員会事務局）から各委員等の事務所あて FAX により伝達する。
- 2 委員等は、傘下の関係者に伝達を行う。

IV 台風及び発達した低気圧に関する情報の入手

テレビ、ラジオ及びインターネット等あらゆる手段により、的確な気象情報の入手に努めること。